

---

平成30年 第1回(定例)木城町議会会議録(第1日)

平成30年3月2日(金曜日)

---

議事日程(第1号)

平成30年3月2日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 1) 議長の諸般の報告
    - ①議長の会務報告
    - ②例月現金出納検査結果の報告
    - ③補助団体等の監査結果の報告
    - ④議員派遣の報告
  - 2) 町長の行政報告
    - ①町長の政務報告
- 日程第4 町長の施政方針説明
- 日程第5 議案第1号 専決処分の承認を求めるとして(平成29年度木城町一般会計補正予算(第7号))
- 日程第6 議案第2号 平成29年度木城町一般会計補正予算(第8号)
- 日程第7 議案第3号 平成29年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)
- 日程第8 議案第4号 平成29年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)
- 日程第9 議案第5号 平成29年度木城町下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第10 議案第6号 平成29年度木城町介護保険特別会計補正予算(第5号)
- 日程第11 議案第7号 平成29年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)
- 日程第12 議案第8号 木城町国民健康保険運営基金条例の制定について
- 日程第13 議案第9号 木城町農業委員会の農業委員及び農地利用最適化推進委員への農地利用最適化交付金の支給に関する条例の制定について
- 日程第14 議案第10号 木城町ピノック館の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第15 議案第11号 木城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第12号 木城町奨学金貸付基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第13号 木城町育英資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第18 議案第14号 木城町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第15号 木城町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第16号 木城町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第17号 木城町コミュニティ多目的広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第18号 木城町インターネットサービス設置条例を廃止する条例の制定について
- 日程第23 議案第19号 木城町インターネットサービスの利用料及び手数料徴収条例を廃止する条例の制定について
- 日程第24 議案第20号 平成30年度木城町一般会計予算
- 日程第25 議案第21号 平成30年度木城町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第26 議案第22号 平成30年度木城町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第27 議案第23号 平成30年度木城町下水道事業特別会計予算
- 日程第28 議案第24号 平成30年度木城町介護保険特別会計予算
- 日程第29 議案第25号 平成30年度木城町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第30 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第31 予算審査特別委員会の設置及び委員の選任
- 日程第32 委員会付託の省略
- 日程第33 議案に対する質疑
- 日程第34 各常任委員会・特別委員会議案審査付託
- 日程第35 散会

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 1) 議長の諸般の報告
    - ①議長の会務報告
    - ②例月現金出納検査結果の報告
    - ③補助団体等の監査結果の報告
    - ④議員派遣の報告

## 2) 町長の行政報告

### ①町長の政務報告

- 日程第4 町長の施政方針説明
- 日程第5 議案第1号 専決処分の承認を求めるについて（平成29年度木城町一般会計補正予算（第7号））
- 日程第6 議案第2号 平成29年度木城町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第7 議案第3号 平成29年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）
- 日程第8 議案第4号 平成29年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）
- 日程第9 議案第5号 平成29年度木城町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第6号 平成29年度木城町介護保険特別会計補正予算（第5号）
- 日程第11 議案第7号 平成29年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
- 日程第12 議案第8号 木城町国民健康保険運営基金条例の制定について
- 日程第13 議案第9号 木城町農業委員会の農業委員及び農地利用最適化推進委員への農地利用最適化交付金の支給に関する条例の制定について
- 日程第14 議案第10号 木城町ピノック館の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第15 議案第11号 木城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第12号 木城町奨学金貸付基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第13号 木城町育英資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第14号 木城町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第15号 木城町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第16号 木城町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第17号 木城町コミュニティ多目的広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第18号 木城町インターネットサービス設置条例を廃止する条例の制定について
- 日程第23 議案第19号 木城町インターネットサービスの利用料及び手数料徴収条例を廃止する条例の制定について
- 日程第24 議案第20号 平成30年度木城町一般会計予算
- 日程第25 議案第21号 平成30年度木城町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第26 議案第22号 平成30年度木城町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第27 議案第23号 平成30年度木城町下水道事業特別会計予算

- 日程第28 議案第24号 平成30年度木城町介護保険特別会計予算  
 日程第29 議案第25号 平成30年度木城町後期高齢者医療特別会計予算  
 日程第30 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について  
 日程第31 予算審査特別委員会の設置及び委員の選任  
 日程第32 委員会付託の省略  
 日程第33 議案に対する質疑  
 日程第34 各常任委員会・特別委員会議案審査付託  
 日程第35 散会

---

出席議員（10名）

1番 眞鍋 博君	2番 神田 直人君
3番 中武 良雄君	5番 後藤 和実君
6番 堀田 廣幸君	7番 淵上 三月君
8番 原 博君	9番 山田 秋吉君
10番 内田 重則君	11番 黒木 泰三君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 河野 浩俊君 議事調査係長 廣瀬 孝一君  
 書記 橋本 正枝君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	半渡 英俊君	副町長 .....	横田 学君
教育長 .....	中竹 聖子君	総務財政課長 .....	中村 宏規君
会計管理者 .....	津江 邦彦君	まちづくり推進課長 .....	吉岡 信明君
環境整備課長 .....	押川 道彦君	教育課長 .....	西田 誠司君
税務課長 .....	中井 諒二君	福祉保健課長 .....	小野 浩司君
町民課長 .....	萩原 一也君	産業振興課長 .....	淵上 達也君
代表監査委員 .....	桑原 正憲君		

午前9時00分開会

○事務局長（河野 浩俊君） 皆様、おはようございます。

議会の開会に先立ち、ご案内いたします。携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにされるか電源をお切りくださるようお願いいたします。いま一度、ご確認ください。

それでは、皆様ご起立ください。一同、礼。ご着席ください。

○議長（黒木 泰三） おはようございます。

定刻になりました。ただいまの出席議員は10名です。ただいまから、平成30年第1回木城町議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

平成30年第1回木城町議会定例会の会期日程予定表及び本日の議事日程については、2月26日に開催いたしました議会運営委員会で協議の上、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

#### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（黒木 泰三） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、6番、堀田廣幸君、7番、淵上三月君を指名いたします。

---

#### 日程第2. 会期の決定

○議長（黒木 泰三） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月13日までの12日間にいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から3月13日までの12日間に決定いたしました。

---

#### 日程第3. 諸報告

○議長（黒木 泰三） 日程第3、諸報告を行います。これより、議長の諸般の報告について、議長の会務報告、例月現金出納検査結果の報告、補助団体等の監査結果の報告、議員派遣の報告を行います。

まず、議長の会務報告を行います。

別紙、議長の会務報告により主なものを報告いたします。

1 2月の定例会以降の行事について報告を申し上げます。

1 2月16日、第8回宮崎県市町村対抗駅伝競走大会の壮行会が行われております。本町からは2チームが出場するというので、固い決意を示されたところであります。

それから、19日、木城町の農業を考える懇談会ということで、いろいろと質問、質疑が出たところであります。

1 2月20日、県道東郷西都線整備促進期成同盟会の路線について、調査を行っております。

木城町の林業を考える懇談会ということで、初めて催されたようでありますけれども、木城町、83%の山林というようなことで、また、森林環境税がまた出てくるころ合いでございますけれども、そういう意味からして、今後とも大事なことではないかというふうに思っておるところであります。

2 5日、第2回東児湯消防組合議会定例会が行われております。

それから、同じ日に第3回西都児湯環境整備事務組合議会定例会が行われております。

それから、同じ日に、一ツ瀬宮農飲雑用水広域水道企業団議会定例会が行われました。

それから、1月1日は成人式であります。40名の新成人にメッセージを送ったところであります。

それから、1月6日、平成30年木城町消防始式が行われました。1位に第8部が優勝されたところであります。この日に、新ポンプ車が第2部に納車されました。

それから、7日は新富町におきまして消防始式に出席をいたしております。

それから、同じく7日に宮崎県市町村対抗駅伝競走大会の開会式に出席いたしまして、翌8日に、A、Bチーム、2チームが参加されまして、Aチームの1区が区間賞を取られました。

それから、26日に神門御神幸祭に出席をいたしております。

それから、28日、木城町新春ジョギング大会に出席をいたしております。

31日、宮崎県町村議会議長会時局講演会ということで、議員全員で新富町に行っております。「知られざる皇室」ということで、めったに聞かれない話を聞いたところであります。

それから、2月1日、川南・木城両町議会合同協議会を行っております。

9日、児湯郡（市）町村議会議長会定例会を行っております。

それから11日、平成29年度木城町民文化祭が行われました。

13日、第1回西都児湯環境整備事務組合議会定例会が行われております。

同じく13日に、一ツ瀬宮農飲雑用水広域水道企業団議会定例会が行われました。

それから、27日に第1回宮崎県東児湯消防組合議会定例会が行われております。

このほかに、議会広報編集特別委員会が4回行われておりまして、12月27日、1月5日、1月11日、1月16日と4回行われております。

それから、高鍋・木城衛生組合議会定例会が2回行っておりまして、1月15日と2月27日  
であります。

以上が、私が出席いたしました行事報告であります。

次に、例月現金出納検査結果の報告、補助団体等の監査結果の報告については、別紙がお手元  
に配付してありますので、それにより報告にかえます。

次に、議員派遣の報告を行います。会議規則第127条第1項の規定により議員派遣された件  
は、別紙議員派遣の報告のとおりであります。

報告書1番、宮崎県町村議会議長会主催時局講演会の件については、先ほどの議長の会務報告  
の中で報告いたしましたので、省略いたします。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

次に、町長の行政報告を行います。町長の政務報告について、町長の報告を求めます。町長。

○町長（半渡 英俊君） 本日、平成30年第1回木城町議会定例会を招集いたしましたところ、  
議員の皆様には、年度末を迎え諸事ご多用の中に、全員のご参会を賜り、厚くお礼を申し上げま  
す。

本定例会におきましては、専決処分1件、補正予算案6件、条例案12件、当初予算案6件、  
諮問1件、合わせまして26議案のご審議をお願い申し上げます。

所議案の内容につきましては、提案理由のところでご説明させていただきたいと存じます。よ  
ろしくご審議くださいまして、議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

政務報告の前に、5点報告をさせていただきます。

初めに、町民栄誉賞受賞者の泥谷久光様が、2月18日、お亡くなりになりました。享年  
86歳。大病を克服され、マスターズ大会で陸上200メートル、400メートルの世界新記録  
を樹立され、町民はもとより県民の誇りであり、勇気と元気、そして、目標や夢を持った生き方  
をお示ししていただいたところがございます。衷心よりご冥福をお祈り申し上げたいと思ひます。

2点目は、表彰受賞関係の報告であります。民生児童委員として長年にわたり職務に精励し、  
功績が特に顕著であることから、田畑の杉良子さんが、また、絵本や紙芝居の読み聞かせグルー  
プ虹の会、代表者は出店の西沢久子さんであります。虹の会も20年にわたる読み聞かせの活  
動が認められ、厚生労働大臣表彰を受賞されました。

次に、故人となられましたが、牧之内の佐々木堯さんが旭日単光章を受賞されました。5期  
20年にわたり議会議員としてご活躍いただきました自治行政功労者として表彰されたものであ  
ります。

次に、岩戸の堀口眞彦さんが、交通安全功労者として宮崎県知事表彰を受賞されました。交通  
指導員として、交通安全運動に20年以上の長きにわたってご活動いただいております。

受賞されました方々は、皆さん、奉仕の精神で、自分のこと以外に、地域のために、社会のためにご尽力いただいておりますことに、改めまして、心からねぎらいと感謝を申し上げたいと思います。

3点目は、文化財問題の件であります。12月定例会以降の経過等ではありますが、故長友和吉様が預託されました文化財の件につきましては、教育委員会が主体となり、たかなべ法律事務所の高橋康朗弁護士を木城町の交渉代理人として、12名の相続人に対して、一括して解決していく方針で、鋭意交渉を行ってまいりました。しかし、今後は12名の相続人に対しまして、改めて、謝罪と賠償金をお示した上で、個別に和解解決を図っていくという方針といたしました。

4点目は、独立行政法人住宅金融支援機構と木城町の間で、フラット35地域活性型及び木城町定住促進事業に係る相互協力に関する協定書を、3月1日付で締結をいたしました。これは県内でも珍しい取り組み協定であります。UIJターンなど、木城町に転入され、マイホーム取得に関して、当初5年間の借り入れ金利を年0.25%引き下げるというものであります。いわゆる住金の金利の引き下げの措置であります。さらなる定住促進奨励事業の充実と、若い世代の転入を図ってまいりたいと考えます。

5点目は、同じく3月1日に、九州電力が所有しています中八重のピノックQ館を、無償で譲渡していただく協定を締結いたしました。土地は3,359.1平米、建物は鉄骨造り合金メッキ鋼板ぶき2階建て782.28平米。あわせて、事務機器、資料用展示装置、クッキング調理台、芝刈り機などの備品も無償で譲渡いただきました。九州電力の意向も踏まえ、観光協会のほうで管理運営、利活用していただくことにしております。

それでは、町長の政務報告をさせていただきます。

昨年の12月議会定例会以降の政務について、主な事項のみ、お手元の政務報告により報告をさせていただきます。

1ページをごらんください。

初めに、12月18日でございます。木城町消防団によります消防団年末年始特別警戒出発式に臨みました。警戒区間は例年より10日ほど長い、18日から明けて19日まで行っていただきました。消防団のおかげで火災及び事故等もなく、年末年始の安心安全が担保されていることに感謝です。

次に、19日でございますが、木城町の農業を考える懇談会を開催いたしました。翌20日には、木城町の林業を考える懇談会を町内の林業関係者、井上林産、ササキフォレストリー、重永林業、桑原建設、そして西都児湯森林管理署、児湯農林振興局、木城町を交えて、初めて開催いたしました。林業を取り巻く現状と課題を確認し、情報共有、情報交換を行ったところであります。次回からは、それぞれの分野の先駆者からの講演をしていただきながら、木城町の農林業



の持続的発展に向けた方策を考えてまいりたいと思っております。

2ページをごらんください。

28日でございます。平成29年の仕事納め式を午後4時から行いました。木城町の10大ニュースを振り返りながら、この1年間の事務事業に対する職員の支え、かかわり、誠意と努力で、町政全般にわたって堅実な成果をおさめたことに感謝を申し上げます。

次に、1月1日でございます。黒木議長を初め、議員各位にもご参列いただき、2018年、平成30年木城町成人式をリバリスホールでとり行いました。81名の成人者のうち56名が出席し、一人一人に成人証書を授与いたしました。祝辞を申し上げ、夢の実現と活躍を期待するためのエールを贈ったところであります。

次に、4日でございます。黒木議長、鎌田農業委員長にご臨席を賜り、平成30年木城町仕事始め式をとり行いました。職員には戊戌年にちなみ、すばらしい、ワンダフルな、実に実り多い1年になるよう、さらには、地域振興の支援員として新たな決意と意欲を持って、木城町の発展と町民の福利向上に取り組んでいただくよう、訓示をいたしました。

次に、4日午前中から5日にかけて、黒木議長にもご同行いただき、県庁、国交省、西都児湯森林管理署、九州電力宮崎支社初め、関係機関に年始挨拶をかねて、木城町のまちづくりにご支援とご理解をいただくために、表敬訪問をいたしました。木城町をよりよくするために、元気にするために、今後も議会と執行部、一致団結、協力して、要望、陳情活動などを積極的に行っていきたいと考えております。

次に、6日でございますが、例年のない穏やかな天候のもと、木城町消防始式を開催いたしました。団員には、日ごろから町民の安心と安全をお守りいただいていることに感謝を申し上げたところです。点検においては、各部ともよく訓練されており、大変心強く感じたところでした。あわせまして、第2部に配置します最新型のポンプ自動車の披露もさせていただきました。

次に、7日でございます。第8回宮崎県市町村対抗駅伝競走大会の開会式において、中原の森崎君3兄弟が、木城町としては初めて選手宣誓を行っていただきました。また、出場するA、Bの2チームも、存在感のある元気な頑張ろうエールをしていただいたところであります。翌8日に、12区間、39.2キロメートルで行われ、昨年に引き続き2チーム出場。町村の部で出場参加25チーム中、木城町Aは2時間21分37秒で13位、木城町Bは2時間31分33秒で24位でございます。1区の小学生区間で、木城小6年の平元蓮君が、木城町では初めての区間賞に輝いています。年間を通した練習や選手育成で、来年は2チームとも10位以内、そして今回から新しく創設されました「走姿頭心賞」を目指していただきたいと思っております。

次に、9日でございます。児湯畜連の新春初子牛せり市が行われました。競り頭数1,085頭のうち、木城町は117頭の出頭で、雌・去勢合わせて平均77万2,006円でした。全体平

均は80万2,432円、3万円の開きがあり、児湯農協、尾鈴農協管内では一番低い平均価格でありました。母牛の更新、飼養管理等、生産者を交えて検討すべきではないかと担当課に支持を出したところであります。

次に、10日から11日にかけて、町長になって初めて、市町村アカデミーで開催されました市町村長トップセミナーを受講いたしました。特に印象に残っていますのは、帝国データバンクの産業調査部長からのお話で、地域経済のデータや企業データベースを活用した自治体経営のあり方、そして企業の手法、いわゆるセールスポイント、魅力の把握をした上で、計画し、ターゲットをしっかりとし、そしてアプローチ、フォローをしていくといった一連の企業経営手法を自治体経営に取り組むことの必要性を学んだところであります。

次に、12日でございますが、米の生産調整関連事業を実施及び推進していく協議会であります木城町地域農業再生協議会を開催いたしました。平成30年産米から、昭和46年に始まりました米の減反政策がなくなります。かわって、作付の目安をお示しし、二毛作助成を活用した水田の有効活用をお願いしたところであります。

15日でございます。東児湯消防組合の管理者をしておりますので、東児湯消防組合年頭の装備点検に臨みました。東児湯5町の安心・安全を守るために、訓練や点検を日々重ね、事故や災害に備えてほしい旨、訓示をいたしましたところであります。

3ページをごらんください。

26日から28日まで、師走祭りが比木神社、神門神社で行われました。平成28年1月に、1市3町での百済王伝説を生かしたまちづくりに取り組む連携協定を結んでおりますので、もう少し、町民一人一人がかかわる、あるいは盛り立てる、参加することが肝要ではないかなと改めて思ったところであります。

次に、27日でございます。宮崎県女性消防団員活性化大会が西都市で開催され、木城町の重永仁美さんが、家族の理解を得ての消防団活動や消防団愛を発表されました。県下403名の女性団員が活躍をしています。木城町はまだ2人です。女性団員が増え、活躍の場が広がることを期待したいと思います。

次に、28日でございます。46回目を迎えました木城町新春ジョギング大会が、昨年より108名多い376名の参加者を得て開催をされました。遠来賞は鹿児島県薩摩川内市からの参加者であります。最高齢者は70歳の方でありました。健康寿命を伸ばすためにも、ジョギングやウォーキングなど、身近に体を動かす習慣を身に着けたいものだと思ったところであります。

次に、2月2日でございますが、宮崎県道路整備講習会が宮日会館で開催され、出席をいたしました。国土交通省九州地方整備局から増田局長にもおいでいただき、また、前佛道路部長からは、「道路を取り巻く最近の話題について」という演題でご講演をいただきました。整備計画の

お願いから完成後も、官民一体となった安定的、持続的な道路予算のより効果的な要望活動を行うことが肝要であると感じたところであります。

次に、5日から6日にかけて、職員2人を同行して上京いたしました。日本酒プロジェクトに伴う新酒の蔵出しの立ち合い、それから毛呂山町長への表敬訪問、宮崎県東京事務所及び宮崎ひなた暮らしUIJターンの東京支部の訪問、並びに一般財団法人地域活性化センターへの訪問、そして、地方創生事業のアドバイスをさせていただくために、末宗内閣統括審議官を表敬訪問いたしました。

13日でございますが、近藤弁護士事務所を表敬訪問し、故長友喜壽郎様の「よろい」に関する債務不存在訴訟について、和解が成立をいたしましたので、そのことへのお礼を申し上げて表敬訪問をいたしました。

4ページをごらんください。

15日でございます。第7期の木城町高齢者福祉計画、介護保険事業計画策定に当たり、木城クリニックの永田先生初め17名の方に策定委員の委嘱を行いました。平成30年度から32年度までの介護保険事業及び高齢者福祉事業の計画策定をお願いするものです。

次に、20日でございます。木城町総合教育会議を開催いたしました。議事は2点。1点目は木城小中学校における義務教育学校制度も視野に入れた、小中一貫教育制度の導入に向けての取り組み及びタイムスケジュールを確認をいたしました。2点目は、木城町いじめ防止基本方針の改定案を、最終的に了承いたしました。

次に、21日でございます。宮崎県地域振興対策協議会定期総会において、引き続き、山村振興部会の副会長を務めることになりました。また、宮崎県町村会の定期総会では、平成30年度の町村会の事業計画と一般会計予算を原案どおり承認したところであります。

次に、26日でございますが、第2回目の木城町国民健康保険運営協議会を開催し、平成29年度の国民健康保険医療費の状況等を報告し、平成30年度の事業計画案及び予算案について説明、了承をいただいたところであります。なお、国民健康保険の広域化、いわゆる国保運営の財政主体が宮崎県に30年度から移ることへの説明も行ったところであります。

以上で、政務報告を終わらせていただきます。

○議長（黒木 泰三） 町長の行政報告は終わりました。

これで、諸報告を終わります。

---

#### 日程第4. 町長の施政方針説明

○議長（黒木 泰三） 日程第4、町長の施政方針説明を行います。

これより、町長の施政方針説明を求めます。町長。

○町長（半渡 英俊君） 平成30年第1回木城町議会定例会に当たり、平成30年度の町政運営に関する私の所信の一端と、施政方針を申し上げ、町民の皆様を初め、議員各位のご賛同とご理解、ご協力を賜りたいと存じます。

さて、私は平成27年4月の町長就任以来、諸先輩方が築かれてきましたまちづくりを引き継ぎ、町民や議員の皆様の声に耳を傾け、地方創生、地域担当職員制度、文化財問題、地域包括ケアシステムの構築など、多くの課題に対して、その解決の実現に向けて取り組みを進めてまいりました。町長就任1期目の最終年度、4年目を迎えます。今後のさらなる町政発展に向け、未来志向の決意を新たにしているところでございます。

これからの行政運営においては、人口減少社会への対応が、あらゆる分野にわたって求められており、今後とも持続可能な行財政運営に努めてまいります。人が元気、地域が元気、住んでよかったと実感できる町を目指し、初心を忘れず、日々新た、全力投球で、木城町のまちづくりに取り組んでまいります。

また、一昨年策定いたしました木城町まち・ひと・しごと創生総合戦略をもとに、人口減少対策と地域活性化対策を一つ一つ具現化してまいります。さらには、第5次木城町総合計画で示されました木城町の目指すべき将来像「みんなで創る明日に向けて翔く町木城」の実現と、私の選挙公約、町民初め議員の皆様から寄せられましたご意見をもとに、本町の財政事情に配慮しながら、自らの地域は自らが決めるという強い決意を持って、施策や事業を熟慮断行、一つ一つ着実に取り組んでまいります。

次に、施政方針を申し上げます。

我が国の経済の先行きにつきましては緩やかに回復していることが期待されるものの、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響等に留意する必要があります。企業収益は過去最高を記録するとともに、就業者数の増加、賃上げなど、雇用、所得環境は大きく改善する中で、人手不足感はバブル期並みに高まっています。持続的な経済成長につなげるため、働き方改革と新技術の導入を同時に進め、生産性の向上と、多様な人材の労働参加を図ることが大きな課題となっているところであります。

地方では、ご案内のとおり、地方交付税が減額される中、子供子育て支援や地方創生、公共施設の適正管理等に取り組みつつ、質の高い公共サービスを効率的、効果的に提供することが課題となっております。

そういった中で、本町では地域の活性化を図るため、第5次総合計画まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づいた施策を実行しています。平成30年度予算は、固定資産税の減少により町税が減少したものの、将来を通し健全な財政運営を行うため、自主財源である町税の確保、国県支出金、基金繰り入れや町債の発行など、適切な財源確保と歳出の精査による財政健全化に取り組

み、住民ニーズに適切に対応した町民本位の福祉向上と地域の発展、教育の充実、農林業活性化を図るための予算の重点配分を行ったところであります。

ふるさと納税につきましては、カメラを初めとする換金性のある高額な返礼品が禁止されたことの影響があらわれておりますが、町税を補完する大きな財源として、また、地域振興につながる政策財源として、創意工夫を行いながら、その活用を推進していきます。

こうした中、当初予算は39億2,300万円とし、予算編成に当たっては、必要かつ重要な事業について計上いたしました。主な項目について申し述べます。

初めに、快適で安全な生活環境の整備についてであります。

日常生活を快適で安全に暮らすには、道路や上下水道等のインフラ整備が重要であります。町道は住民生活に直接かかわるものとして、交通の利便性、安全性の確保が重要であり、通学路としての安全確保のため、未改良区間などの計画的な整備を図ります。

また、橋梁などの道路構造物につきましては、道路法などに基づき点検を行い現状把握し、長寿命化計画に沿って、計画的に橋梁や舗装路面の維持、修繕工事を実施し、長寿命化を図ります。

簡易水道整備につきましては、近年、ろ過施設等の整備により、各給水区域とも安定した水質の確保ができ、安全、安心な飲料水の供給が図られており、今後とも適正な維持管理に努めていきます。施設の老朽化につきましては、施設更新計画に基づき、計画的な更新、修繕により、長寿命化を図ります。

下水道整備につきましては、本管工事が完了しておりますので、今後は適正な維持管理に努めるとともに、新規住宅地への対応、新築、建てかえ住宅等の加入促進を図っていきます。施設の老朽化につきましては、施設更新計画に基づき、計画的な更新、修繕により、長寿命化を図ります。なお、当事業区域外につきましては、合併浄化槽の普及を進め、生活環境の向上を図ります。

2番目に、農林業の推進についてであります。

本町の重要な基幹産業であります農業と林業の振興につきましては、TPP、FTA、EPA等の動向及び影響等について注視し、情報収集に努めながら、国の農林水産業、地域の活力創造プランに対応しつつ、第5次木城町総合計画の農林業振興の主要政策の実現を目指し、安全、安心な農畜産物の生産拡大と、農業所得の向上に取り組んでいく必要があります。

全国的な問題といたしまして、農業者の高齢化及び後継者の不足による耕作放棄地の増加が深刻化していることから、本町では意欲と能力ある認定農業者の支援に取り組むとともに、新規就農者支援事業による農業後継者及び新規就農者の育成、確保に努めてまいりたいと思います。

水田農業につきましては、平成30年産米以降は、行政による生産数量目標の配分が廃止され、米の直接支払交付金の廃止を初めとする米政策の見直しがされることから、経営体の影響を最小化するための手だて、取り組みが必要となってきます。食用米、焼酎用加工米、飼料用米と需要

に応じた米の生産や、高収益作物の導入による水田の高度利用と高収益化を進めるため、水田作物のベストミックス実現に向けた取り組みを開始していく必要があります。

環境に配慮した農業への取り組みとして、作物への安心、安全なイメージをまず定着させることとし、有機農業への理解を高めるとともに、取り組みへの支援を積極的に行います。あわせて、GAP等への取り組みを積極的に支援し、安心、安全な農業経営の認識を高め、意欲ある農業者の醸成を図ります。

畜産の振興につきましては、国内外において依然発生が見られる家畜伝染病の感染リスクを認識し、町内で発生させないために、自衛防疫行意識の向上を図ります。また、畜産クラスター事業等の各種事業を活用し、規模拡大や農家所得の向上に取り組めます。

口蹄疫からの復興時に導入いたしました和牛繁殖素牛の高齢牛の更新について、積極的な支援に努めるとともに、安定した飼育のために、飼料用稲や飼料用米の持続的な生産と流通を定着させるよう努めます。

また、農業委員と昨年4月から導入されました農地利用最適化推進委員が連携した農地の集積や集約化等に対する積極的な活動を促し、農地の有効活用を図ってまいります。

農地の基盤整備については、農地中間管理機構を活用した農地の集積、集約化が進み、経営規模が拡大することから、農地耕作条件改善事業など制度事業を活用するとともに、日本型直接支払制度である多面的機能支払や中山間地域等直接支払を活用し、農地農業用施設の適正な保全管理と長寿命化の推進に努め、農地の利用集積や農作業受託組織の促進等を、地域単位で推進を図ります。

また、担い手確保が困難な集落や耕作放棄地の発生を防ぐために、日本型直接支払制度を活用するとともに、有限会社グリーンサービス・コスモスによる農作業受託の充実を図り、耕作条件不利地域等の営農支援に努めます。

林業の振興につきましては、国産材の需要増加など、林業を取り巻く環境に改善の兆しが見える中、誤伐、盗伐の問題が起きており、町の伐採許可についても、所有者と伐採事業者との確認など慎重を期しながら行うことといたします。

また、伐採後の植林についても、伐採後の崩土や土砂の流出の被害が懸念されるため、森林組合や林業事業体と連携し、適正な森林整備に努めます。

有害鳥獣対策につきましては、鳥獣を奥山に定期的に追い払えるよう、特別捕獲員を積極的に活用するとともに、有害鳥獣捕獲班の協力を仰ぎながら駆除を推進します。また、自作農地の自主防衛を目的とした農家に対して、狩猟免許に必要な経費の一部を助成します。

農作物の鳥獣被害のため、鳥獣アドバイザーを配置し、鳥獣被害対策のためのノウハウを積極的に情報提供するとともに、集団や集落単位で被害防止ができるよう、これまでの電柵やネット

に加え、ワイヤーメッシュを積極的に推進していきます。

次に、3番目、福祉対策健康づくりについてであります。

これまでの少子高齢化の進展に加え、地域社会の機能や世帯構造が大きく変化する中であって、高齢者においては先の生活不安に対する生活支援サービスの充実、障害者においては自立や就労、社会参加の難しさ、子供においては子育て家庭の孤立化による不安感、仕事と子育ての両立など、年々新たな社会問題が顕在化しており、地域における新たな支え合いを求めて、地域が気づき、町民が気づき、町民と行政の協働による地域住民のつながりを再構築し、支え合う体制づくりが求められています。そのような中、誰もが住みなれた地域で安心して生活していけるよう、多様な主体による地域福祉の担い手の育成、参画が、まちづくりの重要な課題となっております。

そういった中で、本町でも介護、高齢者、障害者、障害児、児童、地域福祉のそれぞれの分野において、基本計画及び実施計画を作成しており、全ての人が支え合い、生きがいを持って生活できるよう、それぞれの計画が互いに連携し、地域福祉の環境づくりを初め、暮らしの安心感と生きがいを生み出すサービスの向上を図っています。

子供子育て対策につきましては、子供子育て支援事業計画に基づき、各施策ごとの実施状況を評価を行い、引き続き、質の高い乳児期の教育、保育の総合的な提供の場として、高齢者の方と園児が自然に触れ合うことのできる場の提供、4歳児、5歳児を対象に、特色ある就学前保育事業を実施し、楽しみながら学べる環境の向上を図りながら、園児の個性を生かした能力開発につなげていきます。

また、地域の子供子育て支援の充実を目指し、地域子育て支援センターの充実を図るとともに、乳幼児の検診事業や健康相談事業とも連携し、子供や子育て家庭の状況に応じた幼児期の学校教育、保育、地域における多様な子供子育て支援の量的拡充と質的改善を図ります。

さらに、児童と家庭を取り巻く環境の変化に対応するため、放課後や週末等に児童が安心して生活できる居場所を確保するとともに、次代を担う児童の健全な育成を支援するため、新たに放課後児童クラブ事業に30年度から取り組むことといたしております。

高齢者対策につきましては、高齢化率が34%を超え、3人に1人が65歳以上で、1人暮らし世帯や高齢者世帯も増加する中、地域全体で支え、見守りしていく2040年に向けた地域包括ケアシステムの構築が求められています。また、この地域包括ケアシステムの考え方や実践は汎用性が高く、これからの地域共生社会づくりを目指す上でも不可欠なものであります。地域包括支援センターの総合化に向けての体制強化、機能充実を図り、高齢者を取り巻く課題に的確に対応できるよう、関係機関や関係団体と新たな体制を構築し、介護者負担の軽減を初め、きめ細かなサービスが行えるよう、介護人材確保と専門人材の機能強化、最大活用にも努めていきます。

介護保険事業につきましては、介護予防事業と生活支援サービス事業を一体的に展開できる新

たな仕組みづくりを進めるため、29年度に、拠点施設となります地域ふれあい館輝ららを整備し、本格的に介護予防、日常生活支援総合事業に取り組んでおります。今年度は生活支援、介護予防サービスの基盤づくりとして、協議体の設置、生活支援コーディネーターを配置し、地域包括支援センターを中心とした、高齢者等を地域で支えるサービス提供体制の構築と、多様な法人や団体が主体となる地域福祉の担い手の育成にも、積極的に取り組んでいきます。

また、地域住民の力を活用した多様な生活支援サービスを充実していくことが求められており、社会福祉協議会を中心に、社会福祉法人やNPO法人、福祉団体等によるネットワーク化を強化し、高齢者が各サービスに合わせて、現在実施しております健康教室や介護予防教室も、健康寿命延伸の取り組みに位置づけて、より内容の充実を図るとともに、公民館単位での地域づくりによる介護予防推進事業の継続的实施、そして今後増大する生活支援ニーズへの新たな担い手育成に取り組んでまいります。

健康づくりにつきましては、町民の皆様の食生活や運動習慣など、健康づくりへの意識向上に努めるとともに、生活習慣病などの早期発見と早期治療に向け、特定検診、特定保健指導やがん検診などの重要性の普及に向け、これまでの健康マイレージ事業の対象者の拡充や、未受診者への訪問指導を一層強化していきます。また、脳疾患や心疾患などの発症リスクの高い予備軍と言われる方が、治療の放置や中断をしないよう、科学的根拠に基づいた保健指導を行ってまいります。あわせまして、医療機関とも連携しながらも、各種の予防接種などを引き続き実施し、医療費の抑制につなげるとともに、町民の皆様の健康寿命の延伸を目指します。

4番目に、木城の明日を担う心豊かでたくましい人づくりについてであります。

教育は人間形成の基本をなすものと考え、社会全体で取り組むことが必要であります。しかし、近年、教育を取り巻く社会情勢は目まぐるしく変化しており、その変化に対応した取り組みが求められております。そこで、地域の実態に即してきめ細かな教育を推進し、社会の変化に対応できる教育の実現を目指すために、専門性の高い県教育委員会の指導主事を、継続して配置いたします。

学校教育につきましては、子供たちの学力、体力の低下や社会性の欠如が懸念される今日にあって、次代を担う木城の子供たちが心の豊かさと創造性を高め、新しい時代に対応し得る能力を育むために、知、徳、体のバランスのとれた教育を推進します。

平成30年度も小中学校に学力向上サポーターを配置し学力の向上を図るとともに、40人未満の学年においてはきめ細やかな指導ができるよう、町費負担の常勤教員を配置いたします。

また、小中学校の連携教育を積極的に推進しておりますが、義務教育期間の9年間を見据えたさらなる学校教育の充実を目指して、義務教育学校を含めた小中一貫教育の制度導入に向けた準備研究を行ってまいります。あわせまして、老朽化した校舎の改築について、教育、文化、福祉、



防災との拠点となるような施設整備について検討してまいります。

キャリア教育の充実を図るために、多様な体験活動の推進に努めます。

さらに、教育費の保護者負担の軽減に努め、子ども・子育て支援の充実を図ってまいります。

近年、児童生徒の安全が脅かされている現状から、登下校時における見守りを実施し、子供たちが安全に安心して生活できるよう、家庭、学校、地域の連携を密にし、地域ぐるみで青少年の健全育成に取り組みます。

生涯学習の推進と社会教育の充実につきましては、長寿社会の中でその重要性が増していることから、町民一人一人の学習ニーズに応えることができる生涯学習の基盤整備と内容の充実に努め、各種講座の開講や公民館活動等を積極的に推進し、生きがいつくりと町民の親睦と交流を図ります。

また、平成30年度は日向新しき村開村100周年を迎えますので、日向新しき村の歴史を振り返るとともに、武者小路実篤の精神、理念を後世に伝えるべく記念イベント等を開催します。

今後も町民と行政が情報を共有し、相互の理解と連携を図りながら協働のまちづくりを進めるために、地域担当職員制度は継続して取り組んでまいります。

5番目に環境対策についてであります。

環境問題は、地球温暖化、大気汚染、廃棄物処理などさまざまな問題が生じています。

本町におきましては、木城町一般廃棄物処理基本計画に沿ってごみの減少化、資源化を推進するとともに、近年、問題となっております、食べられるのに捨てられてしまう食品、いわゆる食品ロスの削減についても、町民の皆様への啓発等を進めていきます。

また、引き続き環境パトロールを実施し、ごみの不法投棄、防止と監視に努め、町民と行政が一体となり、美しいまちづくりに努めます。

さらに、大規模地震、大雨洪水等、いつ起こるかわからない災害により発生する災害廃棄物の適正な処理を行うため、木城町災害廃棄物処理計画に沿って、迅速かつ適切な対応ができる体制を整備をしていきます。

次に、6番目、観光振興と交流人口拡大事業についてであります。

少子高齢化や不安定な景気動向の中で、地域を盛り上げ、活気あるまちづくりを展開するために交流人口の拡大に努めます。

町内には豊かな自然景観を生かした川原自然公園や木城えほんの郷が独自の体験型事業を展開しており、その魅力を積極的に情報を発信しながら来場者の拡大と多くのリピーターが訪れるよう、集客を高めていくことといたします。

団体合宿施設いしかわうちにおいては、中八重緑地公園、ピノックQパーク、石河内テニスコートなどの周辺施設と連携して、テニス、サッカー、ラグビー等のスポーツ合宿の誘致に取り組ん

でおります。

このたび、九州電力より、ピノックQ施設を無償で譲渡いただきましたので、利活用について検討を進めてまいります。

また、九州電力は計画をされていますダムを観光資源として生かす取り組み、ダムツアーなどと連携して集客を図ってまいりたいと考えております。

さらに、ソフト面では大学と連携し、アスリートメニューの共同開発を行っており、アスリート食等の提供により施設の付加価値を高めることで、宿泊型の交流人口の増加を図り、より地域経済に効果があらわれ、雇用の増加につながれるように努めます。

木城温泉館湯ららにつきましては、衛生面に万全を期し、安心安全な施設として利用者の皆様に満足していただける憩いの空間を提供するのはもちろんことではありますが、隣接する菜っ葉屋や他の観光施設と連携したイベントを開催することにより、入湯客の増を図るよう努めます。

観光事業は地域活性化のための最重要ツールであり、地域間競争も激化し、専門的ノウハウが必要となっていることから、観光協会と連携、協力して町内の観光資源の発掘、PRするのはもちろんのこと、西都児湯観光ネットワークや百済を、伝説等を生かした4市町での取り組みを通して、自治体間連携での広域的な交流人口の拡大を目指していきます。

次に、7番目、商工業の振興と景気対策についてであります。

景気の回復は期待される中、国の景気は穏やかな回復基調が続いているものの、地方経済が置かれている状況は景気回復の実感を得ることはできず、町内の商工業においても、依然として、厳しいものとなっております。商工会との連携のもと、町内経済の流通に寄与するプレミアム商品券発行助成事業を継続することとしております。

また、引き続き小規模企業者への経営支援事業、利子補給制度に取り組み、町内商工業の経営安定と雇用創出を図ります。

また、特産品につきましては、本町の基幹産業である農林業の資源を生かし、商工業者及び大学等と連携しながら、地域資源を生かした特産品開発をすることで新たな産業を構築し、都市部への流通も視野に入れた取り組みに努めます。

企業誘致につきましては、県や町の企業奨励措置の情報発信に努め関係機関との連携のもと、企業の誘致を進めるとともに、西都児湯地区企業立地促進協議会などと連携し広域での企業誘致にも取り組んでまいります。

また、既存の企業の経営安定のために、国、県の施策の情報提供に努め、安定した町内雇用を図れるようにいたします。

8番目に地方創生、人口減少対策についてであります。

地方創生の根幹は、人口減少対策であるのはもちろんであります。産業の創出を初め、伝統

文化、観光資源、人の資源を見つめ直し、磨きをかけていくことが重要と考えます。

昨年度から実施していますお試し宿泊制度や地域おこし協力隊の設置により、都市部から若者を呼び込む仕掛けを展開しております。

地域おこし協力隊には、引き続き、伝統文化、観光資源の発掘、PRを中心に活動していただき、移住対策と地域振興の連携を図ります。

また、産業の創出では新たな支援制度を創出し、町内の小規模事業者の育成を図り、南九州大学と連携事業を継続し、特産品開発や観光関連施策を推進します。

また、これまで先進的に推進してきました定住施策や子育て支援策を充実させ、引き続き推進するとともに、木城えほんの郷事業を広くPRすることで子育て世代の移住促進を図ります。

9番目に、防災対策及び交通安全対策についてであります。

防災対策につきましては、木城町地域防災計画をもとに防災体制の充実強化を図るとともに、町民の生命を守ることを最優先とした安全で安心して暮らせる地域づくりを進めるため、自助・共助・近助による防災意識の高揚に努め、地域防災力の向上に努めてまいります。

自主防災組織につきましては、昨年度、本町において2つ目となる自主防災組織が四日市地区に設立されたことを契機として、今後、各地区に設立されるよう努めてまいります。

また、災害弱者対策として、社会福祉施設等の連携を密にし、日ごろからの災害に対する備えを強化いたします。

交通安全対策につきましては、高齢者を対象とした交通安全啓発等に積極的に取り組むほか、重大事故につながる飲酒運転やシートベルト未着用については、その根絶に向けて引き続き町民の交通安全意識の高揚に努めてまいります。

防犯対策につきましては、高齢者を狙った振り込め詐欺や児童生徒に対する犯罪を未然に防止するため、関係機関と連携して防犯パトロールや啓発活動などの取り組みを継続していきます。

次に、10番目ですが、施設等の整備についてであります。

町営住宅の整備につきましては、公営住宅と長寿命化計画に基づき、住環境の向上に配慮しつつ、住宅の改修、修繕等を計画的に行い、施設維持管理費の軽減と長寿命化を図ります。

次に、11番目、県道整備についてであります。

県道につきましては、町内には県道5路線が走っており、緊急輸送道路である東郷西都線の松尾工区1.8キロメートルの整備促進、高城橋の架けかえ要望を県に対して引き続き積極的に行ってまいります。道路改良に着手された都農綾線について、早期完成に向けて県と協力して事業を進めてまいります。その他の路線につきましても、歩道の設置や舗装、補修との要望を引き続き行ってまいります。

以上、述べました施政方針をもとに編成をいたしました新年度予算は、一般会計39億

2,300万円、特別会計18億8,400万円、総額58億700万円であります。これら、予算の執行に当たりましては、より一層の住民福祉の向上と、さらなる木城町の発展に向け、町民の皆様方から寄せられました信頼と期待に応えるべく、誠心誠意努力してまいる所存であります。

町民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力を重ねてお願い申し上げ、平成30年度の施政方針といたします。

○議長（黒木 泰三） これで、町長の施政方針説明を終わります。

ここで10分間休憩をいたします。

午前9時57分休憩

-----  
午前10時07分再開

○議長（黒木 泰三） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----  
日程第5. 議案第1号

日程第6. 議案第2号

日程第7. 議案第3号

日程第8. 議案第4号

日程第9. 議案第5号

日程第10. 議案第6号

日程第11. 議案第7号

日程第12. 議案第8号

日程第13. 議案第9号

日程第14. 議案第10号

日程第15. 議案第11号

日程第16. 議案第12号

日程第17. 議案第13号

日程第18. 議案第14号

日程第19. 議案第15号

日程第20. 議案第16号

日程第21. 議案第17号

日程第22. 議案第18号

日程第23. 議案第19号

日程第24. 議案第20号

日程第25. 議案第21号

日程第26. 議案第22号

日程第27. 議案第23号

日程第28. 議案第24号

日程第29. 議案第25号

日程第30. 諮問第1号

○議長（黒木 泰三） 次に、議案上程を行います。

提出されました日程第5、議案第1号から日程第30、諮問第1号に至る議案については、朗読は省略し、町長から一括して提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（半渡 英俊君） 提案理由を申し上げます。

ただいま上程をいただきました議案第1号から議案第25号に至る25議案及び諮問第1号につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第1号。議案第1号は、専決処分の承認を求めるについてであります。

専決処分の承認を求めるのは、平成29年度木城町一般会計補正予算（第7号）であります。

木城温泉館湯ららの温水ボイラーが故障し、早急な取りかえ工事が必要となりましたが、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年12月25日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

補正予算第7号は、予算の総額に、歳入歳出それぞれ900万円を追加し、予算の総額をそれぞれ44億7,500万円にするものであります。

歳入は、繰越金増額900万円、歳出は、商工費増額918万円、予備費減額18万円であります。

次に、議案第2号。議案第2号は、平成29年度木城町一般会計補正予算（第8号）であります。

補正予算第8号は、予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,927万6,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ44億5,572万4,000円にするものであります。

歳入の主なものは、町税増額1億4,961万円、繰越金増額1,372万4,000円、寄附金減額1億2,160万1,000円、国庫支出金減額2,462万円、町債減額2,560万円、地方交付税減額1,687万5,000円等であります。

歳出の主なものは、総務費増額5,557万3,000円、教育費減額2,187万4,000円、土木費減額1,723万9,000円、民生費減額969万4,000円等であります。

次に、議案第3号。議案第3号は、平成29年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算

(第5号)であります。

補正予算第5号は、予算の総額から、歳入歳出それぞれ6,593万3,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ9億2,311万8,000円にするものであります。

歳入の主なものは、国庫支出金減額4,252万4,000円、共同事業交付金減額1,824万8,000円、療養給付費等交付金減額259万9,000円等であります。

歳出の主なものは、基金積立金増額3,330万円、保険給付費減額3,607万7,000円、予備費減額3,330万円、共同事業拠出金減額3,035万6,000円等であります。

次に、議案第4号。議案第4号は、平成29年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)であります。

補正予算第5号は、予算の総額から、歳入歳出それぞれ360万円を減額し、予算の総額をそれぞれ1億5,012万1,000円にするものであります。

歳入は、繰入金減額400万円、使用料及び手数料増額22万円、分担金及び負担金増額18万円であります。

歳出は、簡易水道費減額341万円、予備費減額19万円であります。

次に、議案第5号。議案第5号は、平成29年度木城町下水道事業特別会計補正予算(第3号)であります。

補正予算第3号は、予算の総額に、歳入歳出それぞれ71万2,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ1億9,346万3,000円にするものであります。

歳入は、分担金及び負担金増額64万円、使用料及び手数料増額7万2,000円であります。

歳出は、公共下水道費増額100万円、予備費減額28万8,000円であります。

次に、議案第6号。議案第6号は、平成29年度木城町介護保険特別会計補正予算(第5号)であります。

補正予算第5号は、保険事業勘定の予算の総額に、歳入歳出それぞれ350万円を追加し、予算の総額をそれぞれ7億2,728万2,000円にするものであります。

保険事業勘定の歳入の主なものは、国庫支出金増額446万6,000円、保険料増額339万8,000円、支払基金交付金減額512万7,000円等であります。

歳出は、保険給付費増額1,590万円、地域支援事業費減額1,240万円であります。

次に、議案第7号。議案第7号は、平成29年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)であります。

補正予算第4号は、予算の総額から、歳入歳出それぞれ457万6,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ7,907万7,000円にするものであります。

歳入は、繰入金減額457万6,000円であります。

歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金減額457万6,000円であります。

次に、議案第8号。議案第8号は、木城町国民健康保険運営基金条例の制定についてであります。

平成30年度の国民健康保険制度改正により、保険給付に必要な費用については、県が全額を市町村に保険給付費等の交付金として、交付することになります。

そのため、現在の木城町国民健康保険準備積立金条例の目的であります保険給付費支払財源の不足を生じたときの財源に充てるためという状況には該当しなくなりますので、今後は保険給付費という限定されたものではなく、国民健康保険事業全般の健全かつ円滑な運営を図るという目的のために、新たに木城町国民健康保険運営基金を設置し、従前の木城町国民健康保険準備積立金を廃止するものであります。

次に、議案第9号。議案第9号は、木城町農業委員会の農業委員及び農地利用最適化推進委員への農地利用最適化交付金の支給に関する条例の制定についてであります。

平成28年4月1日の農業委員会等に関する法律の改正により、今まで任意事務でありました担い手への農地集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消の業務が、農地等の利用最適化の推進が必須業務として位置づけられました。

農地利用最適化推進委員の新設、農地利用最適化の推進ということで、国では新たに農地利用最適化交付金事業を新設し、活動実績並びに成果実績に応じて交付金を交付することとされたので、成果実績により報酬を交付することができるよう、本条例を整備するものであります。

次に、議案第10号。議案第10号は、木城町ピノッQ館の設置及び管理に関する条例の制定についてであります。

このたび、九州電力株式会社より、ピノッQ館の無償譲渡を受けることに伴い、木城町ピノッQ館の設置及び管理について、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、必要な事項を定めるため、新たに条例を定めるものであります。

次に、議案第11号。議案第11号は、木城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

地方税法の一部改正により、国民健康保険における財政責任主体が宮崎県になることに伴い、木城町国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

主な改正点は、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護給付金課税額等などの課税額関係の定義の変更であります。

次に、議案第12号。議案第12号は、木城町奨学金貸付基金条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

県内におきましては、高校、大学等を卒業した若者の県外への流出や、県内での離職率の増加

が深刻な問題となっております。

学校等を卒業後、目的と気概をもって本町に居住し、同時に、県内で就労する若者を支援するために、新たに返還免除規定を設けるものであります。

次に、議案第13号。議案第13号は、木城町育英資金貸付条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

県内におきましては、高校、大学等を卒業した若者の県外への流出や、県内での離職率の増加が深刻な問題となっております。

学校等を卒業後、目的と気概をもって本町に居住し、同時に、県内で就労する若者を支援するため、新たに返還免除規定を設けるものであります。

次に、議案第14号。議案第14号は、木城町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

平成30年度からの国民健康保険制度の改正により、宮崎県が木城町とともに木城町国民健康保険事業の保険者となります。

このため、本条例で規定する事項は、木城町が行う国民健康保険の事務を定めることとし、国民健康保険運営協議会についても、宮崎県国民健康保険運営協議会と区別するため、市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会と改めます。

あわせて、保険事業の内容の見直しや宮崎県国保広域化連携会議において、取り扱いを統一することとされた内容について、新たに規定するものであります。

次に、議案第15号。議案第15号は、木城町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正につきましては、介護保険法第129条の規定に基づく、第7期、平成30年度から平成32年度までであります。この第7期の第1号被保険者の介護保険料を定めるものであります。

第7期の保険料設定につきましては、大幅な上昇を抑制する観点から、保険料軽減にかかる段階を継続するとともに、課税額の段階数を引き続き増やし、負担能力に応じたよりきめ細やかな保険料率を設定するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第16号。議案第16号は、木城町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

平成30年4月1日から、高齢者の医療の確保に関する法律が一部改正されることに伴い、住所地特例の見直しに係る事務の取り扱いにおける保険料を徴収すべき被保険者の改正をするものであります。

あわせて、平成20年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の徴収の特例を



削除するものであります。

次に、議案第17号。議案第17号は、木城町コミュニティ多目的広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

現在、木城町コミュニティ多目的広場内のログハウスは、行政財産として管理し、木城町観光協会等にその使用を認めておりますが、今後、本格的な活動を長期にわたり支援するため、これを普通財産として管理し、貸付契約を結ぶことができるようにするため、条例の一部を改正するものであります。

改正点は、条例の別表から、ログハウスに関する事項を削除するものであります。

次に、議案第18号。議案第18号は、木城町インターネットサービス設置条例を廃止する条例の制定についてであります。

本条例は、木城町が実施していますインターネットサービスが、本年3月末で終了するため、条例を廃止するものであります。

次に、議案第19号。議案第19号は、木城町インターネットサービスの利用料及び手数料徴収条例を廃止する条例の制定についてであります。

本条例は、本町が実施していますインターネットサービスが、本年3月末で終了するため、条例を廃止するものであります。

ただし、利用料及び手数料の未納があるため、附則に経過措置を設けるものであります。

次に、議案第20号。議案第20号は、平成30年度木城町一般会計予算であります。

平成30年度予算は、歳入歳出それぞれ39億2,300万円を年間予算として編成し、前年度予算43億1,700万円に比較し、9.1%の減となりました。

歳入の性質別財源の割合では、自主財源が30億4万4,000円で、予算総額の76.5%を占め、依存財源は9億2,295万6,000円で、23.5%となっています。

自主財源は、町税、使用料及び手数料、寄附金、繰入金、諸収入等が主なものであります。

依存財源は、地方交付税、地方譲与税、地方消費税交付金、国県支出金等がであります。

歳出の性質別財源の割合では、義務的経費39.9%、一般行政経費50.9%、投資的経費9.2%となっています。

費目ごとの歳入歳出予算の概要につきましては、別添資料のとおりであります。

次に、議案第21号。議案第21号は、平成30年度木城町国民健康保険事業特別会計予算であります。

平成30年度予算は、歳入歳出それぞれ7億6,000万円を年間予算として編成し、前年度予算9億5,000万円に比較し、前年度より20%の減となりました。

歳入の主なものは、県支出金5億3,757万9,000円、国民健康保険税1億2,650万

4,000円、繰入金8,425万7,000円等であります。

歳出の主なものは、保険給付費5億2,413万6,000円、国民健康保険事業費納付金1億8,027万6,000円、保健事業費2,126万2,000円等であります。

次に、議案第22号。議案第22号は、平成30年度木城町簡易水道事業特別会計予算であります。

平成30年度予算は、歳入歳出それぞれ1億5,500万円を年間予算として編成し、前年度予算1億3,374万7,000円に比較し、前年度より15.9%の増となりました。

歳入の主なものは、使用料及び手数料8,241万6,000円、町債3,800万円、繰入金3,104万7,000円等であります。

歳出の主なものは、簡易水道費で、人件費や維持管理費等の1億2,617万円、公債費2,679万5,000円等であります。

次に、議案第23号。議案第23号は、平成30年度木城町下水道事業特別会計予算であります。

平成30年度予算は、歳入歳出それぞれ1億8,400万円を年間予算として編成し、前年度予算1億7,806万9,000円に比較し、前年度より3.3%の増となりました。

歳入の主なものは、繰入金1億4,949万1,000円、使用料及び手数料3,222万4,000円等であります。

歳出の主なものは、公債費1億1,389万5,000円、公共下水道費で、人件費や施設管理費等6,856万2,000円等であります。

次に、議案第24号。議案第24号は、平成30年度木城町介護保険特別会計予算であります。

平成30年度予算は、保険事業勘定を、歳入歳出それぞれ7億100万円として編成し、前年度予算6億8,000万円に比較し、3.1%の増となり、サービス事業勘定を、歳入歳出それぞれ1,000万円として編成し、前年度予算1,100万円に比較し、9.1%の減となりました。

保険事業勘定の歳入の主なものは、国庫支出金1億8,353万6,000円、支払基金交付金1億7,724万円、繰入金1億3,892万8,000円、保険料1億927万3,000円等あります。

歳出の主なものは、保険給付費の6億1,054万2,000円、総務費の人件費と経常経費で4,483万9,000円、地域支援事業費4,456万6,000円等であります。

サービス事業勘定の歳入の主なものは、繰入金608万4,000円、サービス収入390万1,000円等あります。

歳出の主なものは、サービス事業費590万4,000円、総務管理費324万3,000円等あります。

次に、議案第25号。議案第25号は、平成30年度木城町後期高齢者医療特別会計予算であります。

平成30年度予算は、歳入歳出それぞれ7,400万円を年間予算として編成し、前年度予算8,245万円に比較し、前年度より10.2%の減となりました。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料3,871万7,000円、繰入金3,512万1,000円等であります。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金6,469万1,000円、総務費の人件費と経常経費等で892万7,000円等であります。

最後に、諮問第1号。諮問第1号は、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

人権擁護委員は、国民の基本的な人権が侵犯されることのないように監視し、これが侵犯された場合は、その救済のため速やかに適切な処置をとるとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることを使命としています。

現在、委員として活躍されています西村ミチ子氏が平成30年6月30日をもって任期満了となりますが、再度、委員として西村ミチ子氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

なお、委員の任期は3年間となっています。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご賛同賜りまして、承認、可決及び適任をしていただきますようお願い申し上げます。

○議長（黒木 泰三） 町長の提案理由説明が終わりました。

---

### 日程第31. 予算審査特別委員会の設置及び委員の選任

○議長（黒木 泰三） 日程第31、予算審査特別委員会の設置及び委員の選任を議題といたします。

お諮りいたします。議案第20号、平成30年度木城町一般会計予算から議案第25号、平成30年度木城町後期高齢者医療特別会計予算は、10人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） ご異議なしと認めます。よって、議案第20号から議案第25号は、10人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定によって、議長が会議に諮って指名することになっております。

委員には、眞鍋博君、神田直人君、中武良雄君、後藤和実君、堀田廣幸君、淵上三月君、原博君、山田秋吉君、内田重則君、そして、私、黒木泰三を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） ご異議なしと認めます。よって、予算審査特別委員会の委員は、先ほど会議に諮って指名しました10人を選任することに決定いたしました。

ここで委員会条例第7条の規定により、予算審査特別委員会を開催し、委員長、副委員長を互選していただきますので、暫時休憩といたします。

午前10時34分休憩

-----  
午前10時35分再開

○議長（黒木 泰三） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

予算審査特別委員会の委員長、副委員長が互選されましたので、その結果を報告いたします。予算審査特別委員会委員長に神田直人君、副委員長に中武良雄君が互選されました。

### 日程第32. 委員会付託の省略

○議長（黒木 泰三） 日程第32、委員会付託の省略を議題といたします。

お諮りいたします。議案第1号から議案第7号及び諮問第1号に至る議案については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） ご異議なしと認めます。よって、議案第1号から議案第7号及び諮問第1号に至る議案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

### 日程第33. 議案に対する質疑

○議長（黒木 泰三） 日程第33号、議案に対する質疑を行います。

これより、提案されました議案第1号から諮問第1号に至る議案の1議案ごとの質疑を行います。

まず、議案第1号から議案第7号及び諮問第1号に至る議案については、委員会付託を省略することに決定いたしましたので、議案第1号から議案第7号に至る議案は、日程を繰り上げ、質疑、討論、採決までとし、諮問第1号の議案については、質疑を行い、討論、採決は最終日に行うことといたします。

なお、採決は起立によることといたします。

次に、議案第8号から議案第25号に至る議案については、総括質疑といたします。

まず、議案第1号、専決処分の承認を求めるについて、平成29年度木城町一般会計補正予算(第7号)を議題といたします。

これより質疑を行います。議案第1号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(黒木 泰三) 質疑なしと認めます。

これより議案第1号に対する討論を行います。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(黒木 泰三) 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(黒木 泰三) 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(黒木 泰三) 賛成全員。よって、本案は承認することに決定いたしました。

次に、議案第2号、平成29年度木城町一般会計補正予算(第8号)を議題といたします。

これより質疑を行います。議案第2号に対する質疑はありませんか。6番、堀田廣幸君。

○議員(6番 堀田 廣幸君) 1つだけお願いします。

31ページ、財政管理費の報償費の減額であります。

これは、一般寄附金のふるさと納税1億2,500万円減額されておりますから、その分の返礼品の減額であります。その他ふるさと納税に関する、例えば、ポータルサイトの手数料、宅配料、あるいは菜っ葉屋に1件500円で支払っている発送手数料、当初予算で5,000万円近かったというふうに記憶はしているんですが。この分の減額、ふるさと納税関連は返礼品の減額だけではなくて、関連するもの全てを減額すべきではないかと考えますが、どうでしょうか。

○議長(黒木 泰三) まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(吉岡 信明君) 今回の補正予算におきまして、一般寄附金を1億2,500万円減額をしております。これは、昨年10月から見直しに伴いまして、寄附額が減ってきているというのが原因だというふうに思っています。

それに伴いまして、歳出でございまして、今回につきましては、先ほどの減額の1億2,500万円の約3割相当になります4,000万円をとりあえず減額させていただきたいというふうに思っております。ポータルサイトにつきましては、なかなか、件数が減ってはきている

んですけども、請求がおくれてくるということもありますので、とりあえず今回はこの大きな報償費のほうを歳入に合わせて減額させていただきたいというふうに思っております。よろしくをお願いします。

〔「わかりました」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 以上で、議案に対する質疑を終わります。

これより議案第2号に対する討論を行います。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黒木 泰三） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号、平成29年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

これより質疑を行います。議案第3号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 質疑なしと認めます。

これより議案第3号に対する討論を行います。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黒木 泰三） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号、平成29年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

これより質疑を行います。議案第4号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 質疑なしと認めます。

これより議案第4号に対する討論を行います。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黒木 泰三） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号、平成29年度木城町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑を行います。議案第5号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 質疑なしと認めます。

これより議案第5号に対する討論を行います。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黒木 泰三） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号、平成29年度木城町介護保険特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

これより質疑を行います。議案第6号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 質疑なしと認めます。

これより議案第6号に対する討論を行います。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黒木 泰三） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号、平成29年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより質疑を行います。議案第7号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 質疑なしと認めます。

これより議案第7号に対する討論を行います。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黒木 泰三） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

これより質疑を行います。諮問第1号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 質疑なしと認めます。

続いて、議案第8号から議案第25号に至る議案に対する総括質疑を行います。

まず、議案第8号、木城町国民健康保険運営基金条例の制定についてを議題といたします。

議案第8号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 質疑なしと認めます。

次に、議案第9号、木城町農業委員会の農業委員及び農地利用最適化推進委員への農地利用最



適化交付金の支給に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案第9号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 質疑なしと認めます。

次に、議案第10号、木城町ピノッQ館の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案第10号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 質疑なしと認めます。

次に、議案第11号、木城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第11号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 質疑なしと認めます。

次に、議案第12号、木城町奨学金貸付基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第12号に対する総括質疑はありませんか。9番、山田秋吉君。

○議員（9番 山田 秋吉君） 奨学金、また次の13号の育英資金も同じようなものなんですが、内容をもう少し詳しく説明していただけるとありがたいなと思っています。お願いします。

○議長（黒木 泰三） 教育課長。

○教育課長（西田 誠司君） 今回、木城町奨学金貸付基金条例の一部改正と、それからあわせまして、一般会計で対応しております木城町育英資金貸付基金条例の一部を改正する条例ということで、上程させていただいております。

内容につきましては、現在、今両基金で貧困者を対象に奨学金、それから育英資金の貸し付けを行っておりますが、現条例においては免除規定というものが、本人が死亡したり、あるいは重い病気、重篤な病気になったとき等にしか定めがありません。今回、改正におきまして、本町の定住促進と町内での就職率の向上を目指すために前向きな貸付金の免除規定として提出しているものであります。

内容につきましては、まず、条件としまして、学校を卒業後、木城町内に住民票を有して在住し県内に就労していること、この2つを条件とします。これを5年間継続していただくということで、1年ごとに調査を行うんですが、この5年間を猶予期間というふうに定めております。この間は猶予期間ということで、奨学金、育英資金の返済を猶予する期間になっております。この

5カ年間の中で、2つの条件、先ほど言いました町内に在住する、もしくは就労しているという部分が解除された場合は、直ちに償還契約に基づいた償還が始まるということになります。この5年間、木城町に定住かつ就労していることが5年間継続されたときには、6年目に貸付額の免除申請をしていただき、その免除申請をもとに奨学金、育英資金の返済を免除するというものになっております。

以上です。

○議長（黒木 泰三） 9番、山田秋吉君。

○議員（9番 山田 秋吉君） もう非常に条例改正されて、県内でも初めてじゃないかなと私は見ているんですけど、町長、ひとつこの施行のほうには努力をしていただいで進めていただきたいと思います。

以上です。

○議長（黒木 泰三） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 以上で、本案に対する総括質疑を終わります。

次に、議案第13号、木城町育英資金貸付条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第13号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 質疑なしと認めます。

次に、議案第14号、木城町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第14号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 質疑なしと認めます。

次に、議案第15号、木城町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第15号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 質疑なしと認めます。

次に、議案第16号、木城町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第16号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 質疑なしと認めます。

次に、議案第17号、木城町コミュニティ多目的広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第17号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 質疑なしと認めます。

次に、議案第18号、木城町インターネットサービス設置条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

議案第18号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 質疑なしと認めます。

次に、議案第19号、木城町インターネットサービスの利用料及び手数料徴収条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

議案第19号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 質疑なしと認めます。

次に、議案第20号、平成30年度木城町一般会計予算を議題といたします。

議案第20号に対する総括質疑はありませんか。7番、淵上三月君。

○議員（7番 淵上 三月君） 放課後児童クラブについてお尋ねします。

この放課後児童クラブは、長年、設立が望まれていたことであって、保護者の方たちにも大変安心できる施策ではないかと思えます。

そこに携わる職員についてですけれども、児童館とは性質が違って、宿題を見てあげたり、勉強を教えたりするという場面も出てくるんじゃないかと思えます。それで、そこに雇われる職員については、例えば、他市町村で行われていますように、退職された先生方のボランティアで勉強を教えるとか、そういう教育の経験のある方々を雇用する必要があるんじゃないかと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（黒木 泰三） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（小野 浩司君） ご質問のありました今回の放課後児童クラブにつきましては、現在、募集のほうも始めておりますが、配置の規定としましては、町資格としまして、保育士、幼稚園教諭、学校等の教諭、支援学校も含めて。それと、社会福祉士等というふうになっておりますので、現在のところ、正規の職員、嘱託職員につきましては、その基準に基づいた資格の方

を募集を行っているという状況でありまして、そこが配置基準になっておりますので、当面、募集した人員の募集状況によって、また判断していきたいというふうには思っておるところであります。

○議長（黒木 泰三） 7番、淵上三月君。

○議員（7番 淵上 三月君） また、とりあえずは、椎木児童館の一室を使用するということがありますけれども、希望者が多く人数が増えた場合、増改築とかまたは新設とかいうお考えはあるのでしょうか。

○議長（黒木 泰三） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（小野 浩司君） 今回は、新規ということでありまして、1支援当たり40人という定員で、一応、考えております。今回、初めて募集するということになりますので、募集定員につきましては、今年度の状況を見ながら判断をしていきたいというふうには考えております。

なお、現在、椎木児童館内に併設をするということで進めておりますので、椎木児童館の登録人数といいますか、人数等の整合性も出てくるかというふうに思っておりますので、30年度につきましては、その状況を見て、再度、判断するというところになるかと、今のところは考えております。

○議長（黒木 泰三） ほかに質疑はありませんか。9番、山田秋吉君。

○議員（9番 山田 秋吉君） 117ページの日本酒プロジェクト費、これについては、産業振興課長だと思うんですけど、本年度についてはどれだけの作付を計画されているのか。また、今後、これを木城町のブランドにするなら、もっと面積拡大をすべきだと私は思うんですが。せっかく始めたプロジェクトですので、できれば、木城町のブランドになるように、また、町内にも販売できるような形の中で減反もうまくいなくなってきましたので、この作付の面積をもっと増やして、もっと大々的というわけじゃないですけど、もうちょっと大きくできないものなのか、その辺のところの担当課としての考えはどういうふうになっているのか、お聞かせ願います。

○議長（黒木 泰三） 産業振興課長。

○産業振興課長（淵上 達也君） 日本酒プロジェクトにつきましては、本年度、約4.7反ぐらいで作付を行いまして、日本酒にいたしまして、発泡酒のほうは1,100本、それから、純米吟醸酒のほうは1,600本から700本ぐらいできております。来年度につきましては、6.5反をめどにつくろうというふうに考えております。一応、今のところ、毛呂山町の麻原酒造と契約をしていただいておりますが、あそこの許容範囲というところも今後勘案して、受け入れられる量までは上げていきたいなというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（黒木 泰三） 8番、原博君。

○議員（8番 原 博君） 49ページですけど、予算書。一般寄附金、多分、ふるさと納税ですが、詳細についてはまた委員会で聞きますので、町長に、今後、どのような対策を持っているか、お伺いいたします。

○議長（黒木 泰三） 町長。

○町長（半渡 英俊君） ふるさと納税は、先ほど触れましたが、いわゆる木城町の場合は、特に、木工家具、それから、カメラなどの換金性のあるもの、いわゆる高額なものが顕著に利用されていたわけでありまして、それが総務省の指示でだめですよというのが1点。それから、返礼率を3割にしろと、5割だったのを3割にしろということで、特にこの2点でうちのほうが今打撃を受けておまして、12月末現在では、県内では26市町村のうちのちょうど真ん中ぐらい、14位に寄附金を持っているところでありまして。

今後、担当課には、常にアンテナを高くして情報収集と、結局、リピーターを増やしろということでありまして、例えば、都城市等は、特に3割返礼率であります。リピーターを増やすためにやっぱり返礼率を使って都市部、あるいはところでいわゆる試食会と申すところ、感謝祭をやっているんですね。3割の返礼率で、結果的には7割ぐらいの返礼率をしてしっかり受けとめてやっていると。

ふるさと納税をされる方はいろいろ考えがありますが、大きくは節税対策が主でありますので、そういった部分をしっかりと捕まえて伸ばしているという状況でありますので、そういったことも考えなさいということでお話をしています。

それから、ふるさと納税、もう1つ、企業版ふるさと納税というのがあります。宮崎県で初めて、木城町がえほんの郷の事業に対して企業版ふるさと納税に手を挙げて、総務省のほうから指定を受けたところでありまして、このほうが今何千万円かの寄附をいただいておりますので、企業版ふるさと納税、それから一般のふるさと納税、力を入れていきたいと思っています。

以上です。

○議長（黒木 泰三） 8番、原博君。

○議員（8番 原 博君） 次に、135ページなんですけど、今言われたような企業版ふるさと納税にもかかってくるのですが、えほんの郷ですが、移住促進で事業の推進をするということで施政方針の中でも述べられましたが、今後、いつまでえほんの郷については管理していくのか。それと、後継者問題についてはどのように考えているのか、町長にお伺いします。詳細は、また委員会で話しますので、大まかにお願いいたします。

○議長（黒木 泰三） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 議長、ちょっと失礼をいたしておりました。大変失礼しましたが、もう一度、お願いしたいと思います。

○議員（8番 原 博君） 最初半分省きまして、いつまで運営をされていく考えなのか。どれぐらいまで。それと、そうであれば、後継者については、どのように進めていこうとしているのか、一言お願いします。

○議長（黒木 泰三） 町長。

○町長（半渡 英俊君） えほんの郷については、現在、みどりのゆりかご協会に運営をお願いをして、しっかりと運営をされて、絵本文化発信をされているところであります。

えほんの郷が行っています事業、それから、文化の発信事業については、国内外で高く評価をされていますし、そのために木城町が何があるのかというたら、いろんなご意見持っているかもしれないですが、もう本当に考えた場合、やはり大変大きい存在価値を持っています。今回、ちょっと話は違いますが、宮崎キヤノンが2年後に工場移転をするということですが、宮崎キヤノンも同じような考えでありまして、やっぱり木城町にとってはやっぱりなくてはならないえほんの郷であります。えほんの郷という自体が、大変な存在価値を持っているというふうに思っていますので、できる限り町としてもしっかりとそこを支援をしながら、そして、しっかりと発信をしていただきたい。そして、この絵本の発信文化事業をやめることなく、ずっと発信をしていただきたいなと思っているところであります。

以上です。

それから、後継者につきましては、これはいわゆる前の町長も言われた経緯がありますが、やはりしっかりと木城町民だからとか、理解があるからというんじゃなくて、しっかりとやはり絵本文化を理解をし、そして、発信をしていただける方、また創造性の、またそういったプロモーションができる方が必要だと思いますので、そういった部分、やはり今、黒木郁朝氏が村長としてされていますので、そこらあたりはそういった方、ご意見も聞きながら、できるだけしっかりした人が引き継いでいただくように、運用していただくようにこちらからもお願いをし、またそういった人がおれば、また紹介等もしていきたいなど、そういうふうに考えております。

○議長（黒木 泰三） 8番、原博君。

○議員（8番 原 博君） 前企画課で担当された方とか職員の中に、いろんな事業を持っていく際にえほんの郷があると持ってきやすいとか、補助金とかが出てくるという話も聞いたんです。だから、私も推進するのはいいとしても、そういった後継者問題をやっぱりぴしゃっとやっついていかないと将来に向けてやっぱり発展がないと思いますので、その辺は町長、よろしくお願いします。

○議長（黒木 泰三） ほかに質疑はありませんか。6番、堀田廣幸君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 一般財源については、同僚議員が一般質問を行う予定でしたので控えておこうと思ったんですけど、先ほどのふるさと納税への質問に対しての町長の答弁に少し

がっくり来ましたので、改めて質問させていただきます。

この施政方針の中にもうたわれているように、自主財源であり、町税の確保を努めると、それにはふるさと納税で町税を補完する大きな財源として、地域振興につながる政策として創意工夫を行いながら推進すると述べられております。いかに、その自治体の努力によって大きく変わる自主財源といえ、もうふるさと納税しかないんですよね。固定資産税や、たばこ税をどんな努力したって伸びるものではない。そういう中で結果的に、今年の12月末の実績であります1億7,000万円も大きく下回る、1億円という予算計上ではありますが、これは、要するに、創意工夫が限界に来ておると本町の場合は。町長査定の中ではどういう判断をされたのか、お聞きしたいと思います。1億円に設定されたその考え方、もう限界なのか、1億円で。

○議長（黒木 泰三） 町長。

○町長（半渡 英俊君） ふるさと納税につきましては、先ほども申し上げましたように、まだまだ私はやり方次第では伸びしろがあると思っております。ただ、1億円が今の状況、12月までの状況を見たときに、確実なところ、堅実な収入予算として計上させていただいたというところがあります。先ほど申し上げましたように、やり方次第では伸びしろがあると思っております。しかし、これで何もなくなっちゃ減っていくわけですね。やはりふるさと納税は、先ほど申しましたやっぱりある意味では、一つの大きな政策財源となりますので、そこらあたりはしっかり創意工夫しながら増えるように努力をしていきたいと思っております。そのためには、先ほど言いましたように、リピーターを捕まえて増やすという手も必要でしょうし、先ほど日本酒プロジェクトもそうであります。毛呂山町と木城町、お互いにいわゆる地場産を生かした、そして、しっかりとした日本酒をつくって、それでも少しでもふるさと納税のほうにも持っていきます。それから、まだまだ木城町には、肉とかありますので、そこらあたりをしっかりとアピールをしていく方法もありましょうし、そういった創意工夫をしながらふるさと納税、1人でも応援人口といいましょるか、応援をしていただける方を増やす手立てはしていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（黒木 泰三） 6番、堀田廣幸君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 創意工夫ともう1つ大事なものは、やる気だと思うんですよ。このやる気次第。先ほど町長が言ったように、返礼品が3割以内になったと、あるいはその換金性の物が廃止になった。これは、みんなもううちだけでなく、全国一律です。そんな中で、やっぱり創意工夫してやる気のある、特に、吉岡課長、詳しいでしょうけど、ここの木城町のよく児湯4町、例えば、高鍋は一年間にして21億円、12月末で。先ほど電話して聞いたら、20億円を超したそうです。川南町は相変わらず10億円を超しておる、都農町が70億円を超したと、

昨年45億円で。今年の都城が65億円で、それを抜いてダントツトップになったわけで。これ、何もしなくてなったんじゃないかと、やっぱりそれなりの努力をされていると思うんですよ。それには、私は、町長が歴代の町長の中で、こういう分野についてのトップセールス、あるいはアイデアをお持ちなのは半渡町長が第一人者だと私は思っているんですよ。先頭に立ってやっぱりふるさと納税をいかに確保していくかが、将来の木城町の財政の健全化には一番大きく寄与する項目だと思っております。あえて答弁は求めませんが、もしあれば、町長、私はそういう気持ちでおりますけれども。

○議長（黒木 泰三） 町長。

○町長（半渡 英俊君） ふるさと納税は、知っている方は知っているんですが、やっぱり仕方はいろいろありまして、実際は、やっぱり私どもですが、一方でやっぱり品のあるふるさと納税の施策をすべきだろうと思うんですね。どことは言いません。今言われたあるM市以外は、すべからず5割をキープしております。なぜ、返礼率を5割にしているかというたら、結局、高額な、例えば、カメラとか自転車とか車とか換金性のあるもの、あるいは木工家具をしたところは、総務省のほうから幾度となく指導が来ました。技術的指導という文章の中で、強くいわれております。いつまでにするのか、確実にやったのかという文章が来ております。ところが、それ以外の市町村は来ていません。来ていなくて、今もなお、さっき言いましたように5割返礼でやっています。そして、しかも、ふるさと納税もいろいろ考え方がありますが、まずは地場産の物、みんなが潤わないといかんとということで地場産の物を特に中心にして取りかかったところがありますが、何でもかんでもということもあります。そういうところは、今言ったM市以外です。M市は、さっき言いましたように、都市部でしっかりと3割指導が来て、3割にしながら、結局、さっき言いましたように、リピーターを引きつけるためにやっぱりそういった返礼を使って、東京あるいは大阪とか都市部でしっかりとフェアをやっていますね。感謝フェアというそうではありますが。私も聞きましたら、そういうのをやられて維持をしているという状況であります。ですから、担当課のほうにはしっかりとそういった方法もあるよというのが1つ。それから、例えば、品物によっては3割にこだわらず、5割でもいいか、ある品物だったら3割でもいいよと、そういうめり張りをつけたものをしなさいというような指示をしていますので、そういったことで取り組んでいきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（黒木 泰三） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 以上で本案に対する総括質疑を終わります。

次に、議案第21号、平成30年度木城町国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。



議案第21号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 質疑なしと認めます。

次に、議案第22号、平成30年度木城町簡易水道事業特別会計予算を議題といたします。

議案第22号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 質疑なしと認めます。

次に、議案第23号、平成30年度木城町下水道事業特別会計予算を議題といたします。

議案第23号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 質疑なしと認めます。

次に、議案第24号、平成30年度木城町介護保険特別会計予算を議題といたします。

議案第24号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 質疑なしと認めます。

次に、議案第25号、平成30年度木城町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

議案第25号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第8号から議案第25号に至る議案に対する総括質疑を終わります。

---

#### 日程第34. 各常任委員会・特別委員会議案審査付託

○議長（黒木 泰三） 日程第34、各常任委員会・特別委員会議案審査付託を議題といたします。

お諮りいたします。第1回木城町議会定例会に付議されました議案の審査については、お手元に各常任委員会・特別委員会付託議案審査日程表が配付してあります。このとおり、おのおのの案件を各常任委員会・特別委員会に審査付託し、本会期中にその審査結果を求めたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） ご異議なしと認めます。よって、議案第8号から議案第25号に至る議案については、各常任委員会・特別委員会に審査付託することに決定いたしました。

---

#### 日程第35. 散会

○議長（黒木 泰三） 日程第35号、散会。以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

明日3日から4日までは休会、5日月曜日は本会議、午前9時会議で一般質問となっています。

本日はこれで散会といたします。

議員の方は控室をお願いいたします。

○事務局長（河野 浩俊君） 皆様、ご起立ください。一同、礼。ご苦労さまでした。

午前11時15分散会

---